資料２

鹿児島県パートナーシップ制度（仮称）骨子（案）

１　制度の概要

（１）　一方又は双方が性的マイノリティである二者が、互いを人生のパートナーとすることを届け出て、それを自治体が証明する制度。

（２）　本制度の導入を契機として、性的マイノリティの方が日常生活で直面する困難の軽減に資する環境整備を進め、県民一人一人の個性や生き方をお互いが認め合い、支え合い、それぞれの人権が尊重される地域社会づくりにつなげるとともに、社会における性の多様性に対する正しい理解を深めるための取組を推進する。

（３）　本制度は、届出をもってパートナー関係に法的効果を生じさせるものではなく、地方自治体における行政サービスとして行われるものであり、届出者を含めた県民の方々に新たな権利や義務を生じさせるものではない。

２　名称

鹿児島県パートナーシップ制度（仮称）

３　実施根拠

手続きを定めた要綱を制定

４　手続きの流れ

届出者は、お互いが人生のパートナーとして日常生活において継続的に協力しあうパートナーシップの関係にあることを、県に対して必要書類を添えて届け出る。

（１）対面の場合

①届出者は県に必要書類を郵送し、県はその内容を確認する。届出者

は県から要件を満たしている旨の連絡を受けた後に、対面による宣誓日時の予約を行う。

②県は予約日時に来庁した届出者両者に対し、本人であることを確認し、記載内容の最終確認や制度内容の説明を行った上で、届出受領証等を交付する。

（２）オンラインの場合

①届出者は県に必要書類を郵送し、県はその内容を確認する。届出者は県から要件を満たしている旨の連絡を受けた後に、オンラインによる宣誓日時の予約を行う。

②県は予約日時に、届出者両者が本人であることをオンライン上で確認し、記載内容の最終確認や制度内容の説明を行った上で、届出受領証等を簡易書留等により郵送する。

※　届出者が希望する場合、届出者両者と生計を同一にする三親等内の親族も含めて届け出ることができるものとし、受領証等に当該親族の氏名等を記載することができるものとする。

５　届出をすることができる方（対象者の要件）

以下の全てを満たしている方を対象とする。

（１）一方又は双方が性的マイノリティである二者

（２）双方がともに成年に達していること

（３）双方がともに婚姻をしていないこと

（４）双方がともに当該届出に係るパートナー以外の方とパートナーシップ関係にないこと

（５）双方が民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと（双方がパートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている又はしていた場合を除く）

（６）少なくともいずれか一方が県内に住所を有すること又は３か月以内

に県内に転入予定であること

６　必要書類

（１）パートナーシップ届出書

（２）住民票の写し

（３）現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）

（４）本人確認書類（個人番号カードや運転免許証など顔写真付き身分証明書の写し等）

（５）その他

・同一生計親族に関する確認資料（住民票の写しや戸籍抄本等）

・親族の届出に関する同意書（15 歳以上の親族）

・通称名使用に関する確認資料(社員証の写し、郵便物の写し等)など

７　制度に対応する行政サービス等

県は、本制度の趣旨に基づき、性的マイノリティの方が日常生活で直面する困難の軽減など、暮らしやすい環境を整備するため、関係法令等の範囲内で提供可能な行政サービス（公営住宅への入居、病院での面会等）について、検討・調整を行い公表する。

また、県内市町村及び民間事業者に対して本制度の趣旨や内容を周知し、理解促進を推進するとともに、それぞれのサービスが円滑に提供されるよう連携及び調整を図る。

８　制度導入時期

令和９年４月の導入を目指すものとする。